

令和6年度 佐渡市立赤泊小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定
令和2年 3 月 25 日改訂
令和 3 年 3 月 10 日改訂
令和 3 年 8 月 24 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が公布、施行された。その第3条には基本理念、第2条にはいじめの定義が下記のように規定されている。

<基本理念>

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<いじめの定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、令和 2 年 12 月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が公布、施行された。その第 1 条には目的、第 2 条にはいじめ及びいじめ類似行為等の定義が下記のように規定されている。

<目的>

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

<いじめ類似行為の定義>

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

赤泊小学校では、「いじめ防止対策推進法」第 13 条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のため

の対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、以下のようにいじめ防止等の対策に積極的に取り組む。

1 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめの防止のための取組

① 方針

- 他と関わる活動を通して、児童に達成感や所属感を味わわせ、自己肯定感を確立させる。
- 自分も相手も大切にした言動をとることができるようにさせる。
- いじめのない学校、いじめを見逃すことがない学校にする。

② 具体的な取組内容

- いじめ防止学習プログラムの自校化の充実を図る。(資料 いじめ防止学習プログラム参照)
 - ・ いじめに対する児童の実態について調査し、学校独自のプログラムを作成する。
 - ・ 年間を通してプログラムを実践し、いじめのない学校をつくる。
- 望ましい共感的な人間関係を育てる。
 - ・ 児童一人一人にとって、学校が、他者への理解を深め、差別を許さず、思いやりをもち、助け合う“楽しい場”になるように努める。
 - ・ 全校体制で共感的な人間関係や信頼関係をつくる。
 - ・ 教育活動のあらゆる場面でp4cを活用する。
- 異学年交流活動の設定と実践をする。* 学年部、ペア学年、縦割り班、校外子ども会、全校
 - ・ 縦割り班構成メンバーは、人間関係、兄弟姉妹関係を考慮し、編成する。編成した後、全担当者で見直し、決定する。
 - ・ 児童自ら話し合い、関わり合いながら楽しい活動を計画・実施させる。
 - ・ 全教職員で全校児童の指導・支援にあたる。
 - ・ 無理なく実施でき、かつ効果的な活動を工夫する。(伝統として残っているものを生かす。)
 - * ふれあいタイム: 月1回、昼休み(13:15～13:30)
 - ・ 6年生が主体となり、班をまとめながら活動する姿を大切にする。
- いじめ見逃しゼロスクール運動の取組として、中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会への参加や標語づくりを行う。
- 全教育活動をとおして道徳性の育成と人権教育の推進を図る。
 - ・ 体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実に努める。
 - ・ 道徳教育の課題を明確にし、教育活動全体を通じた取組を全教職員で協働実践する。
 - ・ 人権教育資料を活用し、同和教育を中核とした人権教育を推進する。
- 言語環境の整備
 - ・ 「さん」付けの奨励
 - ・ 保護者、家庭との連携
 - ・ 児童に対する自らの言動を振り返る教職員の自己チェックの実施(学期3回)
- 情報モラル教育を推進する。
 - ・ 児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・ インターネット上のいじめの対応については、必要に応じて佐渡警察署と連携して対応する。
 - ・ 県のネットパトロールの情報等を活用する。

③ 年間計画

- 4月 いじめ防止学習プログラムと中1ギャップ解消プログラムの共通理解,
縦割り班編制, 清掃活動開始, 校外子ども会で年間の計画づくり, 児童会集会
- 5月 ふれあいタイム, 運動会に向けた取組
- 6月 いじめ見逃しゼロ強調月間, ふれあいタイム, 縦割り班による体力テストの実施,
小中連携あいさつ運動
- 7月 児童会集会, 校外子ども会で夏休みの計画づくり
- 9月 ふれあいタイムでのふれあい活動
- 10月 ふれあいタイム, 小中連携あいさつ運動
- 11月 ふれあいタイム, いじめ見逃しゼロ強調月間
- 12月 児童会集会, 校外子ども会で冬休みの計画づくり
- 1月 もちつき大会, ふれあいタイム
- 2月 業間短縄
- 3月 児童会集会, 6年生とのふれあいタイム, 校外子ども会で春休みの計画づくり

(2) 早期発見・即時対応の在り方

① 方針

- いじめ防止について, 未然防止, 早期発見, 即時対応の大切さを全職員・家庭・地域で確認し,
互いに連携して取り組む。

【初期対応の基本】

- さ…最悪を想定して
- し…慎重に
- す…素早く
- せ…誠意をもって
- そ…組織で対応

【いじめは, どの子にも, どの学校にも起こりうる】ことを想定し, 以下の点に重点的に取り組む。

- 日常の観察
- 日頃の教職員間の情報交換
- 保護者との連携

② 具体的な取組内容

【観察のポイント】

- 普段と違った様子・行動に気をつける 「おやっ?」と思う感覚を重視する

登校時・朝の会

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席, 遅刻, 早退が増える | <input type="checkbox"/> 表情がさえない |
| <input type="checkbox"/> 頭痛や腹痛等, 体調不良を訴える | <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせようとしていない |
| <input type="checkbox"/> 友達からの挨拶や声かけがない | |

授業時間

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 成績や意欲が低下する | <input type="checkbox"/> 教科書等の忘れ物が増える |
| <input type="checkbox"/> プリント等が配られない | <input type="checkbox"/> ペア・グループ活動で机が離れている |
| <input type="checkbox"/> 言動に対して, 周囲で笑いや冷やかし, からかい等がみられる | |

昼食時

- 当番で大変な仕事を毎回させられる
- 給食のおかずやデザートを他の人に与えている
- 敬遠されがちメニューが山盛りにされる
- 特定の子が触れた食器等を当番がさわりたがらない

休み時間

- 友達と遊んでいる表情がさえない
- 一緒にいる仲間が変わった
- 一人で過ごすことが増える
- 職員室や保健室を頻繁に訪れる
- 教職員の近くにいたがる
- トイレや物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる

学校生活全般

- 特定の子の席だけ誰も座ろうとしない
- 廊下等ですれ違うときに避けられる
- 不快な呼び方(あだ名)で呼ばれる
- ウザい・キモい・消えろなど、周囲で侮辱的な言葉が聞かれる
- 机や椅子、ロッカー等にゴミが置かれている
- 衣服に靴の足跡等がついている
- すり傷やあざがある
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 落書きをされる
- 一人で離れて清掃をしている
- ふざけ半分で班長等に推薦される
- 特別課外活動を休みがちになる

*** 異状を認めたら、(3)へ！**

【その他】

- ・ 職員間及び家庭・地域との情報交換を密にする。
 - * 隠さないで報告，何でも話せる関係づくりに努める。
- ・ 職員朝会，児童理解の会でその時々の児童の諸問題を話し合い，適切な指導を心がける。
- ・ 学年を超えて，情報を随時交換する。(称賛行為も)
- ・ 「いじめに関わるアンケート」「心の健康チェック(4～6年)」を実施する。
 - * 実態を把握し，問題の未然防止，早期発見，即時対応に努める。児童理解を深める。
 - * 「アンケート」実施後，結果をもとに，一人一人の児童との教育相談を年2回行う。このほか随時いじめの有無について簡易アンケートを実施する。
- ・ 児童及び保護者等が，いじめに係る相談を容易に行えるよう，学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし，周知を図る。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組むとともに，家庭，地域と連携して児童の見守りを継続する。
- ・ 保護者が，その保護する児童の家庭における様子を注意深く観察し，いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

③ 年間計画

- 4月 学年懇談会
- 5月 児童自宅確認
- 6月 いじめに関わるアンケートの実施と情報交換，教育相談，個別懇談会(全保護者)
- 7月 学年懇談会
- 8月 気になる児童への働きかけ(家庭訪問，地域巡回等)

- 9月 長期休業後の児童の様子チェック
- 11月 いじめに関わるアンケートの実施と情報交換, 教育相談, 個別懇談会(希望者)
- 12月 学年懇談会 * 「心の健康チェック(4~6年)」は, 毎月末に実施
- 3月 学年懇談会 * 児童理解の会は, 8月を除く毎月実施

(3) いじめに対する措置

① 方針

【異常を認めたら】

- 発見者だけで「いじめではない」「大丈夫」と即断しない！
 - ◇ まず, その子の立場になって『聴く』
 - A) うなずきながら
 - B) その子が訴えた言葉を繰り返しながら
 - C) 話が混乱している場合, 内容を整理してやり, 一つ一つ確認して
 - ◇ 「あなたを守り通す」, 「秘密を守る」というメッセージを伝える

【いじめを把握したら】

- 直ちに, 生活指導主任, 教頭, 校長へ報告する
 - A) いつ(いつから)
 - B) どこで
 - C) 誰が〔被害者〕
 - D) 誰から〔加害者〕
 - E) どのようなことをされた
 - F) 被害状況
 - G) 被害者の気持ち

【報告を受けたら】

- いじめ防止対策委員会で, いじめか否かを判断し, 迅速かつ組織的に対応する
 - ◇ いじめを発見し, または通報を受けた場合には, 特定の教職員で抱え込まず, 速やかにいじめ防止対策委員会を中核として複数で組織的に対応し, いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通す。いじめたとされる児童に対しては, 当該児童の人格の成長を旨として, 教育的配慮の下, 毅然とした態度で指導する。いじめを受けた児童の保護者及び, いじめを行った児童の保護者の双方に対する支援, 助言を継続的に行う。

② 具体的な取組内容

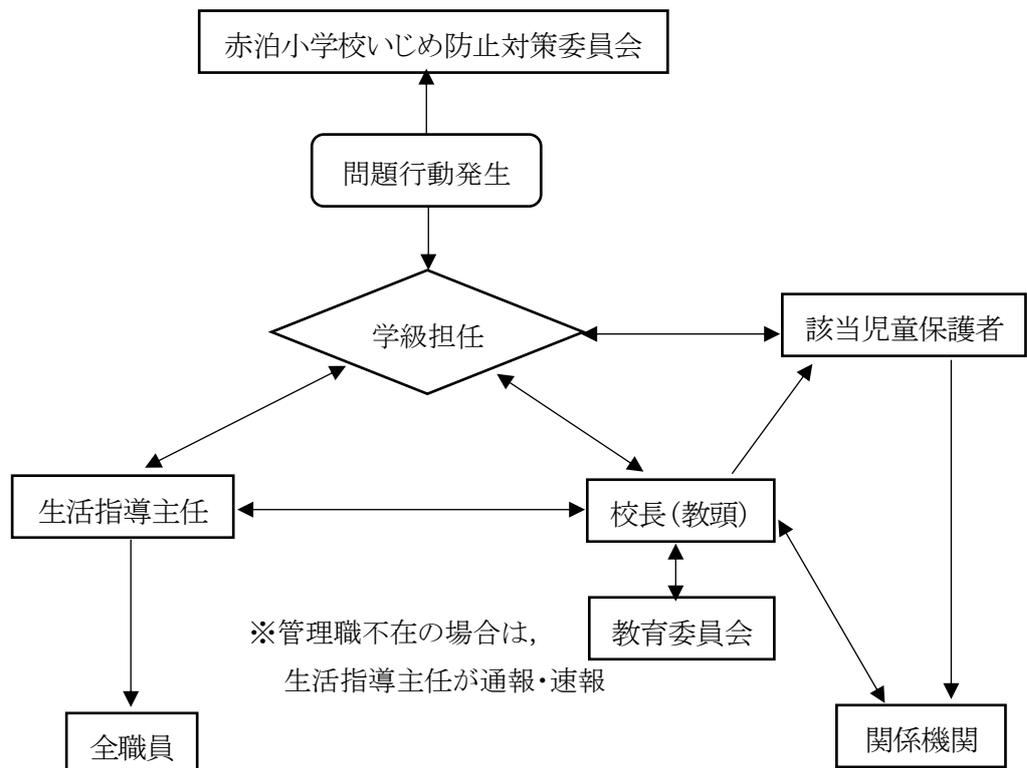
- 事案に対する情報収集を正確に速やかに行い, 事実確認をし, 今後の対応を決めて実行する。
- 教職員全員の共通理解, 保護者の協力, 関係機関・専門機関との連携の下, 的確な対応を図る。特に保護者に対しては, 誠意ある対応に心がけ, 責任をもって説明する。
- 学校カウンセラーや子ども若者相談センターとの連絡を密に行い, 問題の解決に努める。
- 問題行動等があった場合, 状況や対応について報告書に記録し, ファイルに蓄積する。
- いじめ防止対策推進法第 23 条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合, 事実の有無の確認を行うとともに, 事実がなかった場合でも, その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

(4) 重大事態への対応

【重大事態とは】

- 児童が自殺を図ったとき
 - 身体に重大な障害を負ったとき
 - 金品等に重大な被害を被ったとき
 - 精神性の疾患を発症したとき
 - いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたとき(概ね 30 日間)
 - 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- ① 重大事態が生じた場合は、速やかに佐渡市教育委員会に報告し、指示に基づいたり連携したりして対応する。
 - ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
 - ③ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめに対する措置フローチャート】



ほう(報告) れん(連絡) そう(相談)を大切に

(5) 教育相談体制

① 方針

- 児童が、担任や学校職員に何でも話ができる、学級・学校の雰囲気づくりに努める。

② 具体的な取組内容

- 「学校生活アンケート」実施後、その結果をもとに、一人一人の児童との教育相談を年2回行う。
- 児童及び保護者等に、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。

③ 年間計画

4月 教育相談体制についての共通理解

11月 教育相談の実施

(6) 生徒指導体制

① 方針

- 年齢や職務にこだわらず、だれでも思っていることを言い合える環境を築いていく。
- 関わりの場や関わり方を学ぶ活動を通して自分も相手も大切にしたい言動をとることができるようにする。
- 様々な交流を通して、達成感や所属感を味わわせ、自己肯定感を確立していくことができるようにする。
- 一人一人の子どもに、最後までやり通す精神力を育てる。

② 具体的な取組内容

- 生活のルールをきちんと身に付けさせる。
 - * 楽しい学校生活は、個人や集団が規範意識をもって、生活のルールを身に付けていくことから始まる。
 - 生活目標と関連付けた活動、全校で統一した指導(赤泊小当たり前だけ大切なこと)、全校朝会、学習場面における指導
- 望ましい共感的な人間関係を育てる。
 - * 一人一人の子どもにとって学校が“楽しい場”であるために、認め合い、励まし合い、助け合いのできる学級内の支持的風土を醸成する。
 - * 全校体制で児童相互、児童と職員との共感的な人間関係や信頼関係をつくる。
 - 生活目標と関連付けた活動、異学年交流活動、児童会行事、児童朝会、学習における関わり等
- 自己存在感をもたせる。
 - * 子どもの実態や心情的な側面の理解をもとに、学習への意欲をもたせ、学習活動を効果的にするために働きかけを大切に、自己存在感をもたせる。
 - エンカウンター、学習場面における支援
- 自己決定の場を設ける。
 - * 生活の場で生じるいろいろな問題を子どもが自分で気づき、考え、判断しながら解決していくようにする。
 - 学校生活全般における支援

(7) 校内研修

① 方針

- 教職員のいじめを見抜く能力やいじめに対応する能力の向上に努める。

② 具体的な取組内容

- いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための研修会等を年2回行う。

③ 年間計画

- 8月 生徒指導にかかわる職員研修
- 12月 人権同和教育にかかわる職員研修

(8) 点検・見直し

① 方針

- (1)から(7)までの内容を徹底するために取組内容を明確化し、定期的に点検する。
- より実効性が高い取組を実施するために、この基本方針について赤泊小学校いじめ防止対策委員会で点検し、必要に応じて改善する。

② 具体的な取組内容

- 児童への対応や取組の成果が把握できるようにチェックリストを作成・共有し、全職員で実施する。
- いじめ防止学習プログラムの自校化の充実を図る。
- 計画された取組について、PDCAサイクルによる評価を行う。

③ 年間計画

- 4月 いじめ防止基本方針について提示し、共通理解する
- 7月 取組についての1学期の評価・反省
- 8月 課題を集約し、具体的な改善策を立てる
- 9月 点検・見直しを生かした取組をする
- 10月 点検・見直しを生かした取組をする
- 12月 取組についての2学期の評価・反省、課題を集約し、具体的な改善策を立てる
- 1月 点検・見直しを生かした取組をする
- 2月 年度の評価・反省
- 3月 次年度の計画作成

(9) 留意事項

① 保護者の参画について

- 全保護者へPTA総会等で「佐渡市立赤泊小学校いじめ防止基本方針」(案)を配付説明し、出された意見を参考に策定する。

② 児童の意見について

- 全児童へ全校朝会等で「佐渡市立赤泊小学校いじめ防止基本方針」(案)を分かりやすく説明し、出された意見を参考に策定する。

③ いじめ防止基本方針の公開について

- 学校だよりで紹介したり、ホームページに掲載したりする。

2 いじめの防止等の対策のための組織

赤泊小学校では、「いじめ防止対策推進法」第22条に規定されている「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」に基づき、次のようないじめの防止等の対策のための組織を置く。

(1) 名称

赤泊小学校いじめ防止対策委員会(A, B, C)

(2) 組織の構成員

① 日常的な教職員の組織(A)

➤ 校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 当該学級担任, 養護教諭

② Aと心理学の専門家の会議(B)

➤ 校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 当該学級担任, 養護教諭, 学校カウンセラー

③ Bと学校関係者の会議(C)

➤ 校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 当該学級担任, 養護教諭, 学校カウンセラー,
民生委員・児童委員10名, 学校運営協議会委員6名(校長・PTA会長を除く), PTA正副会
長2名

(3) 役割及び運営内容

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・点検・見直しの中核となる。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- 児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し, 記録し, 共有する。
- いじめの疑いに関する情報があったときには, 組織的に対応するための中核となる。
- いじめについての未然防止の対策を行う。
- いじめの対処について, 中核となり組織的に動く。
- いじめへの対応について, 教職員の資質能力向上のための校内研修を行う。
- いじめ防止基本方針の点検と見直しを行う。
- 年間計画
 - 4月 学校運営協議会時に, いじめ防止基本方針について提示し, 協議する。
 - 6月 民生委員・児童委員との情報交換会時に, いじめ防止基本方針について提示し, 協議する。
 - 8月 学校運営協議会時に, いじめについての実態を報告し, 協議する。
 - 2月 学校運営協議会時に, いじめ防止の取組の評価・反省を行い, 改善策を立てる。
民生委員・児童委員との情報交換会時に, いじめ防止の取組の評価・反省を行い, 改善策を立てる。
- * 日常的な教職員の組織(A)の活動は, 随時
- * Aと心理学の専門家の会議(B)の活動は, 学校カウンセラーが派遣された日